

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和6年7月1日

水道用水供給事業の料金改定について

埼玉県企業局では、水道用水供給事業*を行っており、直接各家庭等に水道水を配水している市や町などの受水団体に、水道用水を供給しています。

水道用水の安定供給を継続していくには、受水団体へ卸売りしている水道水の料金改定が必要であるため、改定に向けた方針についてお知らせします。

*水道用水供給事業…水道事業者に水道用水を供給する事業（水道水の卸売業）

1 改定内容（予定）

1立方メートル当たり61.78円 ⇒ 76円【23%】程度

平均的な家庭用水道料金への影響は、1か月当たり176円【7%】程度

（実際の影響額は受水団体によって異なります。）

※ 改定額は現段階の試算であり、今後令和5年度決算等を踏まえて精査します。

2 改定時期（予定）

令和8年4月1日

3 今後のスケジュール

令和6年12月定例県議会において改正条例案の提案に向け準備してまいります。